

第 54 回  
組合議会定例会会議録

高知県市町村総合事務組合



## 第54回 高知県市町村総合事務組合 議会定例会会議録

- 1 招集年月日時 令和7年2月21日（金）午前11時00分 開議
- 2 開催場所 高知市本町4丁目1番35号 高知県自治会館 6階 第2会議室
- 3 出席議員
  - 1番 板原啓文君
  - 2番 横山幾夫君
  - 4番 山崎出君
  - 5番 下村賢彦君
  - 6番 池田牧子君
  - 7番 片岡雄司君
  - 8番 吉田尚人君
  - 9番 大西勝也君
  - 10番 筒井公二君
  - 12番 池田雄君
- 4 欠席議員
  - 3番 依光晃一郎君
  - 11番 岩垣實男君
- 5 監査委員 黒岩之浩君
- 6 説明のため出席した者
  - 管理者 池田三男
  - 副管理者 小田保行
  - 副管理者 笹岡貴文
  - 次長 北川博史
  - 係長 岡村倫子
  - 主査 山下早絵
- 7 議事日程
  - 第1 仮議席の指定
  - 第2 議長の選挙
  - 第3 副議長の選挙
  - 第4 議席の指定
  - 第5 会議録署名議員の指名

- 第 6 会期の決定
  - 第 7 諸般の報告
  - 第 8 同意第1号 監査委員の選任同意
  - 第 9 承認第1号 高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例の一部を改正する条例の専決処分報告
  - 第10 承認第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告
  - 第11 承認第3号 副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告
  - 第12 承認第4号 令和6年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告
  - 第13 承認第5号 公用車の物損事故に伴う和解及び損害賠償額の専決処分報告
  - 第14 議案第1号 高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
  - 第15 議案第2号 高知縣市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
  - 第16 議案第3号 令和6年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算(第3号)
  - 第17 議案第4号 令和7年度高知縣市町村総合事務組合一般会計予算
  - 第18 議案第5号 令和7年度高知縣市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算
- 

午前 10 時 55 分 開会

○次長（北川博史君）

出席予定の皆様方が全員おそろいになりましたので、開会前に本定例会の進行につきまして、少しご説明させていただきます。

本定例会は、当組合議会議員の任期満了に伴う改選後、初めての議会となりますので、議長、副議長の選挙が日程に入っております。

まず、最初に地方自治法第 107 条の規定によりまして、年長の議員さんに臨時議長をお願いし、議長選挙を行っていただきます。本日、出席いただいております議員さんの中で、年長の議員は筒井議員さんになりますので、筒井議員さんに臨時議長をお願いいたします。

それでは、筒井議員さん、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（筒井公二君）

ただいまから、第 54 回高知県市町村総合事務組合議会定例会を開会いたします。

これより会議を開きます。

ご報告します。依光議員、岩垣議員から、所用のため本日の会議を欠席したい旨、届出がありました。本日の議会は、地方自治法第 113 条の規定による、定足数に達していることをご報告いたします。

管理者から、挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○管理者（池田三男君）

議長。

○臨時議長（筒井公二君）

はい、池田管理者。

○管理者（池田三男君）

開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、第 54 回高知県市町村総合事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、3 月議会を控え、議員の皆様方には、ご多用の折にもかかわりませず、ご出席をいただきましてありがとうございます。

また、平素は、皆様方のご協力、ご支援のもと、安定した共同処理事務を行うことが出来ておりますことに対しまして、組合を代表いたしまして、心より厚くお礼申し上げますとともに、今後とも引き続いての、ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、本日の定例会には、監査委員の選任同意議案、職員の給与条例の改正等の専決処分報告が 5 件、令和 7 年度当初予算等の 5 議案を提出しております。

議案の詳細は、のちほど、事務局から説明をいたしますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げ、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（筒井公二君）

ありがとうございました。

これより日程に入ります。

日程第 1、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま着席の議席とします。

次に、日程第 2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。  
それでは、指名をお願いいたします。

○議会議員 7 番（片岡雄司君）

はい、議長。

○臨時議長（筒井公二君）

片岡議員

○議会議員 7 番（片岡雄司君）

従来から、町村議会議長会の会長さんが、総合事務組合議会の議長になってきた慣例もありますので、今回もそのようにしたらどうかと思います。よって、議長には、今の議長会の会長さんである、筒井議員さんを指名します。よろしくお願いします。

○臨時議長（筒井公二君）

ただいま、7 番片岡議員から、議長に私、筒井を指名する発言がありました。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（筒井公二君）

なしと認めます。

お諮りします。私、筒井を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○臨時議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。したがって、私、筒井を議長の当選人として告知いたします。  
これで臨時議長の職務を終わります。

○議長（筒井公二君）

それでは、議長就任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

私はいの町議会の筒井でございますが、高知縣市町村総合事務組合の議長にご推挙いただきまして、本当に心より感謝申し上げます。重責でございますので、大変責任が重く、真摯に職務に遂行する所属でございますので、どうかご協力とご指導をよろしくお願いいたします。

それでは、日程第 3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決しました。

副議長に、11 番 岩垣實男君を指名します。お諮りします。ただいま、指名しました岩垣實男君を副議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。したがって、岩垣實男君が副議長に当選されました。

なお、岩垣實男君は本日欠席のため、会議規則第 32 条第 2 項の規定により別途文書にて告知いたします。

次に、日程第 4、議席の指定を行います。議席は、会議規則の定めるところにより、ただいま着席のとおり指定します。

次に、日程第 5、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、5 番 下村賢彦君、12 番 池田雄君を指名します。

次に、日程第 6、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期を本日 1 日といたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日１日と決しました。本日の議案は、管理者から提出され、お手元に配付のとおりであります。

次に、日程第 7、諸般の報告を行います。例月出納検査結果報告書は、議案書 3 ページのとおりでありますので、お目通し願います。これで、諸般の報告を終わります。

それでは、日程第 8、同意第 1 号 監査委員の選任同意を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○管理者（池田三男君）

議長。

○議長（筒井公二君）

池田管理者。

○管理者（池田三男君）

それでは同意第 1 号をご説明申し上げます。組合規約第 11 条第 2 項の規定により、議員選出の監査委員に 3 番依光晃一郎議員を選任いたしたく同意を求めるものであります。依光氏は、平成 23 年 4 月から令和 3 年 12 月まで県議会議員を務められ、令和 4 年 4 月に香美市長に就任、現在 1 期目であります。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（筒井公二君）

以上で説明が終わりました。

お諮りします。本議案は、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、採決することに決しました。

これより採決に入ります。同意第 1 号 監査委員の選任同意を採決いたします。

依光晃一郎君を監査委員に選任することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は同意することに決しました。

なお、依光晃一郎君から本議案に関し、議会の同意を得た場合、監査委員に就任する旨、了解を得ております。

続きまして、日程第 9、承認第 1 号 高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例の一部を改正する条例の専決処分報告を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい、議長。

○議長（筒井公二君）

北川次長。

○次長（北川博史君）

議案書 5 ページ承認第 1 号 高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきまして、説明させていただきます。

6 ページをお願いいたします。本議案は、交通災害共済事業の制度内容の見直しを行い、共済見舞金の請求の際に請求者が未成年の場合においては、親権者又は後見人が請求を行うよう改正するものでございます。

従前は、請求者が小学生以下の場合に、親権者が請求するものとしておりましたが、実際の運用状況や 他県組合の状況を鑑み、改正することといたしました。

本年度中に配布する 令和 7 年度の加入案内に改正後の内容を記載したかったことから、令和 6 年 10 月 21 日に、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので報告し、議会の承認を求めるものでございます。説明は、以上でございます。

○議長（筒井公二君）

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（筒井公二君）

質疑を終わります。お諮りします。本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入り

たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

承認第 1 号 高知縣市町村総合事務組合交通災害共済条例の一部を改正する条例の専決処分報告を採決いたします。本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第 10、承認第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい、議長。

○議長（筒井公二君）

北川次長。

○次長（北川博史君）

議案書 7 ページ 承認第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきまして、説明させていただきます。

8 ページをお願いいたします。本議案は、令和 6 年 8 月 8 日付けの人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿って行われた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた改正を、令和 7 年 1 月 14 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので報告し、議会の承認を求めるものでございます。説明は、以上でございます。

○議長（筒井公二君）

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（筒井公二君）

質疑を終わります。お諮りします。本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。承認第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告を採決いたします。本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は、原案のとおり承認されました。

次に、日程第 11、承認第 3 号 副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい、議長。

○議長（筒井公二君）

北川次長。

○次長（北川博史君）

議案書 22 ページ 承認第 3 号 副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきまして、説明させていただきます。

本議案は、副管理者に対して支給する 期末特別手当の額について、高知県の特別職の期末手当の改正に準じた改正を、令和 7 年 1 月 14 日に、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明は、以上でございます。

○議長（筒井公二君）

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

質疑を終わります。お諮りします。本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。承認第 3 号 副管理者の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分報告を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第 12、承認第 4 号 令和 6 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分報告を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい、議長。

○議長（筒井公二君）

北川次長。

○次長（北川博史君）

議案書 24 ページ承認第 4 号 令和 6 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分報告につきまして、説明させていただきます。

お手元の資料 No. 1 の令和 6 年度一般会計補正予算書（第 2 号）の 1 ページをお願い

いたします。

令和 6 年度高知県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 第 1 項 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 42 億 3,204 万円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表「歳入歳出予算補正」による。

次に、補正の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

4 ページをお願いします。本議案は、令和 6 年 6 月に発生した、市町村議会議員の公務災害に対する療養補償につきまして、一般財団法人市町村議会議員公務災害補償等組合連合会に請求しておりました補償資金が確定したことに伴い、連合会から送金される療養補償費とその療養補償費を支払うための費用を計上するための補正を、令和 6 年 11 月 22 日に地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたので報告し、承認を求めるものでございます。説明は、以上でございます。

○議長（筒井公二君）

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

○議長（筒井公二君）

1 番、板原議員。

○議会議員 1 番（板原啓文君）

補足がなかったんですけど、予算書の 1 条第 2 号ですけども、歳入歳出ではないですか。

○次長（北川博史君）

大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

『第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表「歳入歳出予算補正」による。』です。あたまの部分と真ん中より少し後ろの部分の 2 か所の「歳出」を「歳入歳出」に訂正します。

○議長（筒井公二君）

ただいま、北川次長の方から訂正の申し出がありましたが、この訂正内容でご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

質疑を終わります。

お諮りします。本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。承認第 4 号 令和 6 年度高知県市町村総合事務組合一般会計補正予算(第 2 号)の専決処分報告を採決いたします。

本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第 13、承認第 5 号 公用車の物損事故に伴う和解及び損害賠償額の専決処分報告を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい、議長。

○議長（筒井公二君）

北川次長。

○次長（北川博史君）

議案書 26 ページ 承認第 5 号 公用車の物損事故に伴う和解及び損害賠償額の専決処分報告につきまして、説明させていただきます。

本議案は、令和 6 年 12 月 9 日に発生しました公用車における物損事故につきまして、速やかに損害賠償を行うために和解及び損害賠償額について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 7 年 1 月 14 日に専決処分をしたので報告し、承認を求めるものでございます。損害賠償額は、6 万 7,430 円であります。

この事故は、同日午後 1 時頃、安芸市穴内の国道 55 号線上におきまして、当組合職員の前方不注意により公用車が対向車線にはみ出し、対向車線を走行中の相手方車両のサイドミラーに接触し、破損させる損害を与えたものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、その全額を、当組合が加入しております 一般財団法人全国自治協会の公有自動車共済から支払われております。説明は、以上でございます。

○議長（筒井公二君）

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

質疑を終わります。お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。承認第 5 号 公用車の物損事故に伴う和解及び損害賠償額の専決処分報告を採決いたします。本議案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第 14、議案第 1 号 高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい、議長。

○議長（筒井公二君）

北川次長。

○次長（北川博史君）

議案書 28 ページ 議案第 1 号 高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、改正内容に準じて当組合の消防団員等公務災害補償条例の非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額の改正を行うものであります。説明は、以上でございます。

○議長（筒井公二君）

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

質疑を終わります。お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。議案第 1 号 高知縣市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第 15、議案第 2 号 高知縣市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい、議長。

○議長（筒井公二君）

北川次長。

○次長（北川博史君）

議案書 29 ページ 議案第 2 号 高知縣市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

本議案は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、改正内容に準じて当組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の退職報償金 支給額表の勤続年数区分に、新たに 35 年以上の区分を追加する改正を行うものでございます。説明は、以上でございます。

○議長（筒井公二君）

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

質疑を終わります。お諮りします。

本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

議案第 2 号 高知縣市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第 16、議案第 3 号 令和 6 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい、議長。

○議長（筒井公二君）

北川次長。

○次長（北川博史君）

議案書 31 ページ議案第 3 号 令和 6 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、説明させていただきます。

お手元の資料 No. 2 の令和 6 年度の一般会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

令和 6 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 歳出予算のうち、第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 1 目 一般管理費の第 2 節 給料から 271 万 3,000 円を、第 3 節 職員手当等から 170 万 1,000 円を、第 4 節 共済費から 58 万 6,000 円を減額し、同目の第 18 節 担金、補助及び交付金に 500 万円を増額する。

第 2 項 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次に、事項別明細書によりご説明させていただきます。4 ページをお開き願います。

令和 6 年度の人事異動及び事務分担の見直しに伴い、公益財団法人高知縣市町村振興

協会への派遣職員にかかる人件費負担金につきまして、予算に不足が生じる見通しとなりました。この財源不足について、給料、職員手当等の人件費から補填する必要があることから、予算の補正を行うものでございます。説明は、以上でございます。

○議長（筒井公二君）

暫時休憩します。

会議を再開いたします。

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本議案に対する質疑はございませんか。

○議長（筒井公二君）

8 番、吉田議員。

○議会議員 8 番（吉田尚人君）

内容について異議や質疑があるわけではないんですが、第 1 条の第 1 項で節の部分まで表示されているんですが、これ、ここまで表示せんといかんもんです？第 2 項だけにかまんような。

○次長（北川博史君）

第 1 条第 1 項は、不要ということでしょうか。

○議会議員 8 番（吉田尚人君）

そうじゃないかなと思います。

○議長（筒井公二君）

暫時休憩します。

会議を再開いたします。

ただいまの吉田議員の問いに対して、執行部が答弁いたします。

○次長（北川博史君）

はい、議長。

○議長（筒井公二君）

次長。

○次長（北川博史君）

補正予算書（第3号）の1ページ、第1条第1項につきましては、削除させていただきます。改めて第2項を第1条第1項とし、『歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。』に訂正させていただきます。

○議長（筒井公二君）

暫時休憩します。

会議を再開します。

第1条の第1項を全削除し、2項を第1条とする、という説明でございましたが、それでよろしゅうございますか。

○議会議員8番（吉田尚人君）

上のカッコ書きはどうしますか。

○議長（筒井公二君）

暫時休憩します。

会議を再開します。

○次長（北川博史君）

歳出だけの予算の場合は、このような書き方をさせていただいておりました。

まとめますと、第1条第1項は削除し、第2項を第1条にする、という訂正をさせていただき、カッコ書きには歳出だけの補正予算なので、「歳入」を入れずに「歳出」のままとします。

○議長（筒井公二君）

8番 吉田議員、ただいまの訂正内容でよろしゅうございますか。

○議会議員8番（吉田尚人君）

はい。ありがとうございます。

○議長（筒井公二君）

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

質疑を終わります。お諮りします。本議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

議案第 3 号 令和 6 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計補正予算(第 3 号) を採決いたします。本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第 17、議案第 4 号 令和 7 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計予算及び 日程第 18、議案第 5 号 令和 7 年度高知縣市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の 2 議案は、関連がございますので、一括して議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○次長（北川博史君）

はい、議長。

○議長（筒井公二君）

北川次長。

○次長（北川博史君）

一般会計及び交通災害共済事業特別会計の令和 7 年度予算につきまして、お手元の資料 No. 3 令和 7 年度高知縣市町村総合事務組合予算書に基づきまして、ご説明申し上げます。1 ページをお開き願います。

令和 7 年度高知縣市町村総合事務組合一般会計予算

第 1 条 第 1 項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 37 億 7,510 万 1,000 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予

算」による。

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用それでは、予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。歳入からでございます。

第1款 分担金及び負担金、第1項 市町村等負担金は、構成団体等からの負担金でございます。1目退職手当負担金は、退職手当業務に係る負担金でございます。25億3,831万8,000円を計上しております。

積算は、一般負担金特別負担金それぞれ説明欄のとおりでございます。221万7,000円の増となっております。2目 消防団員等負担金は、消防団員等公務災害補償等業務に係る負担金でございます。1億7,638万8,000円を計上しております。積算は、説明欄のとおりでございます。

構成団体の消防団員定員数の増加に伴う消防団員等公務災害補償等共済基金への掛金の増額や、事務費の増額によりまして、333万2,000円の増となっております。3目 議員公務災害負担金は、議会議員公務災害補償業務に係る負担金でございます。170万4,000円を計上しております。積算は、説明欄のとおりでございます。

4目 職員費等負担金は、市町村振興協会等の業務を兼務する副管理者等の人件費や市町村振興協会等に派遣している職員の退職手当負担金、共済費、市町村振興協会等と共同で使用するものに対する負担金でございます。1,890万3,000円を計上しております。

人事異動に伴い、206万3,000円の減となっております。

次に、第2款 第1項 共済基金支出金でございます。1目 消防共済基金支出金は、消防共済基金からの消防団員等公務災害補償費及び消防団員退職報償金の給付財源並びに安全装備品購入助成金を受け入れるものでございます。2億5,272万8,000円を計上しております。

2目 議員公務災害連合会支出金は、市町村議会議員公務災害補償等組合連合会からの議会議員公務災害補償費を受け入れるものでございます。

令和6年度において、公務災害が1件発生いたしておりますが、それまでは、10年以上該当事案が発生していないことから、該当事案が発生いたしましたら、補正で対応いたします。なお、これ以降、予算額が1,000円としてありますものは、全て科目存置でございます。

第3款 財産収入 第1項 財産運用収入のうち、1目 利子及び配当金は、各基金の運用収入でございます。令和6年度末における基金の総額を、100億円余りと見込んでおり、退職手当基金を、地方債と定期預金により、その他の基金を定期預金により運用

することにより、3,217万2,000円の収入を見込んでおります。

2目 財産貸付収入は、当会館4階の貸事務室、3階の会議室、共済会館前の契約駐車場の貸付収入でございます。1,913万6,000円を計上しております。

次のページに移りまして、第4款 第1項 繰入金のうち、1目 特別会計繰入金は、交通災害共済事業 特別会計から事務局職員の人件費及び事務経費に係る負担金を繰り入れるものでございます。252万4,000円を計上しております。

2目 基金繰入金、1節 財政調整基金繰入金の39万5,000円は、消防団員安全装備品助成事業を行うための財源といたしまして、消防基金からの 安全装備品購入助成金との差額について 取り崩しを行うものと、会館管理費の財源として、取り崩しを行うものでございます。

第5款 第1項 1目 繰越金7億2,263万7,000円は、令和6年度の決算剰余金の見込額でございます。内訳は、説明欄にお示しのとおり、退職手当事業で7億2,201万3,000円、消防補償等業務で16万2,000円、会館管理業務で46万2,000円を見込んでおります。

第6款 諸収入、第1項 預金利子は、当面支払う予定のない歳計現金を、当該年度内を原則といたしまして、運用を行っているものでございます。4月の退職手当の支払いのピークが過ぎた後、負担金等の納入により一定の金額が歳計現金に溜まりましたら、定期預金での運用を予定しております。1億円を、0.13%の利率で6か月運用した場合の額を計上しております。

第2項 雑入、1目 雑入の954万4,000円は、入居団体等からの自治会館の光熱水費に係る実費徴収分や、町村会、議長会、市町村振興協会からの事務室共益分担金などでございます。

次ページに移りまして、歳出でございます。第1款は、議会費でございます。組合議会に係る議員の費用弁償旅費等といたしまして、20万1,000円を計上しております。

第2款は、総務費でございます。第1項 総務管理費、1目 一般管理費には、7,278万3,000円を計上しております。内容につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

第2項 審議会費は、当組合の非常勤職員の公務災害補償等認定委員会や職員に係る退職手当審査会の経費で、該当事案が発生いたしましたら、補正若しくは予備費で対応いたします。第3項 監査委員費は、監査に係る費用弁償旅費等でございます。第3款は、事業費でございます。1項 退職手当費、1目 退職手当給付費には、27億60万2,000円を計上しております。退職手当給付金として27億円を、退職手当システムの保守委託料といたしまして60万1,000円を計上しております。定年延長に伴い、退職者数が減少すると見込み、約5億円の減となっております。

次ページに移りまして、2目 審議会費は、特別職の退職手当の支給率について審議

を行う特別職退職手当審議会にかかる経費でございます。

3 目 検討委員会費は、退職手当事務に関する収支予測及び財源対策等の検討を行う退職手当問題検討委員会にかかる経費でございます。必要があれば補正若しくは予備費で対応いたします。

第2項 消防団員等災害補償費 1 目 消防団員等災害補償費は、消防団員や法的な義務によって消防作業等に協力した民間人が被った公務災害に係る補償費、2 目 消防団員 退職報償金は、5 年以上勤務して退職する消防団員への退職報償金の支払いに係る経費でございます。共に消防基金から財源を受け入れて充当しております。

消防団員等災害補償費には、8,600 万 1,000 円を、消防団員退職報償金には、1 億 6,439 万円を計上しております。

3 目 賞じゅつ金費、4 目 審査会費は、該当事案が発生いたしましたら、補正若しくは予備費で対応いたします。

13 ページの 5 目 安全装備品助成事業費には、253 万 8,000 円を計上しております。消防基金からの助成金と組合の財源により、消防団員の安全装備品を購入するものでございます。

第3項 議会議員公務災害補償費は、構成団体の議会議員に係る公務災害補償費の支払いや認定委員会等の経費でございます。該当事案が発生いたしましたら、補正若しくは予備費で対応いたします。

第4項 財産管理費、1 目 会館管理費には、1,724 万 9,000 円を計上しております。自治会館に係る、光熱水費、会館の維持管理に係る委託料などの管理経費でございます。数年ごとに行う保守の関係により予算の増減がございます。

次ページに移りまして、第4款は、共済基金掛金でございます。

1 目 消防共済基金掛金の 1 億 6,275 万 6,000 円は、消防団員等公務災害補償等共済基金に、2 目 議員公務災害連合会掛金の 96 万 4,000 円は、市町村議会議員公務災害補償等組合連合会に対する掛け金でございます。

第5款 諸支出金の、第1項 積立金は、各基金への積立金でございます。各基金の運用利息は、それぞれの基金に積み立てることとなっております。また、基金運用利息のほかに、2 目 退職手当基金費には、前年度繰越金の一部を財源とした積立てを、5 目 施設整備基金費には、財産貸付収入や事務室共益分担金等を財源といたしまして、将来必要となる自治会館の修繕のための財源を積み立てております。

第6款 予備費には、前年度と同額の 150 万円を計上しております。16 ページ から 22 ページ までには、給与費明細書を記載しております。説明は省略させていただきます。

続きまして、令和7年度の交通災害共済事業特別会計予算案につきまして説明させていただきます。23 ページをお願いいたします。

令和7年度 高知縣市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算第1条 第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ947万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により 歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。予算額に過不足を生じた場合における同一款内での各項間の流用それでは、予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明させていただきます。

28ページをお願いいたします。歳入からでございます。第1款 共済掛金でございます。交通災害共済への加入率を最近の加入状況から7.6%とし、構成団体の人口の減少を勘案いたしまして、加入者数を12,620人と見込み、1人500円の掛金であることから、631万円を計上しております。

第2款 財産収入、1目 利子及び配当金は、基金の運用収入でございます。

第3款 繰入金は、単年度の歳入不足額につきまして、交通災害共済基金から繰り入れるものでございます。令和7年度は、308万8,000円を計上しております。次ページに移りまして、歳出でございます。

第1款 事業費、1目 交通災害事業費には、930万円 を計上しております。

7節 報償費は、加入者1人当たり70円の事務取扱手数料を各市町村にお支払いしているものでございます。

10節 需用費は、加入申込書などの印刷費用でございます。

11節 役務費は、見舞金などの振込手数料でございます。

21節 補償、補填及び賠償金は、被災者への見舞金でございます。500万円を見込んでおります。

27節繰出金は、事務局職員の人件費、その他事務経費に係る交通災害共済事業の負担分といたしまして、一般会計に繰り出すものでございます。252万4,000円 を計上しております。

第2款 諸支出金、1目 交通災害共済基金費の7万9,000円 は、交通災害共済基金の運用収入を、同基金に積み立てるものでございます。

第3款予備費には、前年度と同額の10万円 を計上しております。令和7年度の当初予算案に関する説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（筒井公二君）

以上で、執行部の説明が終わりましたが、本2議案に対する質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

質疑を終わります。お諮りします。本２議案に対する討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筒井公二君）

異議なしと認めます。従いましてそのように決定しました。

これより、採決に入ります。

議案第４号 令和７年度高知縣市町村総合事務組合一般会計予算を採決いたします本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第５号 令和７年度高知縣市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算を採決いたします。本議案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（筒井公二君）

挙手全員であります。よって本議案は原案のとおり可決されました。

以上で提案された議案については全て議了いたしました。議事運営にご協力いただきありがとうございました。

これをもちまして、第５４回高知縣市町村総合事務組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前１２時０３分 閉会

上記のとおり第 54 回高知県市町村総合事務組合議会定例会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、議長及び署名議員が署名する。

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議

長

筒井 公二

議

員

下村 賢彦

議

員

池田 雄

